学校では、生徒が学校感染症と医師より診断された場合、他の生徒への感染、流行を防ぐため、出席停止させることになっています。この場合欠席扱いにはなりません。学校感染症と医師より診断された場合、学校へ報告してください。病気が完治し、登校しても感染の恐れがないと診断されたら、下記の登校許可願書に医師に記入していただき、持参の上、登校させてください。**なお、インフルエンザと新型コロナウイルスの場合には医師に登校許可願書を記入していただく必要はありませんが、代わりに保護者の方にそれぞれ指定の登校許可願書に記入していただき、持参の上、登校させてください。**

学校感染症の種類と出席停止期間（令和５年５月８日改定）

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第１種	・ エボラ出血熱 ・ 痘そう ・ ペスト ・ ラッサ熱 ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群 （SARS コロナウイルスに限る） ・クリミア・コンゴ出血熱 ・南米出血熱 ・マールブルグ病 ・急性灰白髄炎（ポリオ） ・鳥インフルエンザ（H5N1）	・ 治癒するまで
第２種	・ インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N１）を除く） ・ 新型コロナウイルス感染症 ・ 百日咳 ・ 麻しん（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風しん（三日はしか） ・ 水痘（みずぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・ 発症後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで ・ 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後３日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・ 発疹が消失するまで ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後２日を経過するまで ・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第３種	・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症〈ただし、学校における発症、流行の状況により校長が判断する〉	・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ・ 〃 ・ 〃 ・ 〃 ・ 〃 ・ 〃 ・ 〃

校　長	副校長	教　頭	教　頭	養護教諭	学年主任	担　任

登　校　許　可　願　書

文化学園大学杉並中学・高等学校長殿

中・高____年____組　　氏名_____

保護者氏名_____印

（保護者自署の場合は印不要）

以下、専門機関の証明を添えて申請いたしますので、登校の許可をお願いいたします。

病名：_____のため、

_____月_____日　から　_____月_____日　まで　_____日間

学校保健安全法により出席停止となりましたが、感染症予防上支障なしと認めます。

_____年_____月_____日

医療機関名：_____

医　師　名:_____印

※再登校させる際に、「登校許可願書」を担任へご提出ください。